

みのワンデザイン使用ガイド



身延町

目次

1.はじめに.....	2
2.申請の流れ.....	3
(1) 要綱、使用ガイドの確認.....	3
(2) 申請書類の提出.....	3
(3) 審査・承認.....	3
(4) データの受け渡し.....	3
(5) サンプルの提出.....	3
(6) 記載例.....	4
3.デザイン使用上の注意.....	5
(1) キャラクターのコンセプト.....	5
(2) キャラクター名の表記.....	5
(3) 色表示規定.....	5
(4) 基本デザイン使用にあたっての注意事項.....	6
(5) 使用できない場合.....	7
4.よくあるお問い合わせ.....	8
(1) 申請してから承認されるまでにどれくらい時間がかかりますか？.....	8
(2) 承認の有効期間はいつまでですか？.....	8
(3) 申請書の基本デザインと展開デザインとは何を指しますか？.....	8

1. はじめに

みのワンデザインは、要綱に従った使用であれば、無料でお使いいただけます。

使用する際は、あらかじめ「公式マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書」を身延町へ提出し、事前に承認を受ける必要があります。

ただし、次の場合は申請書を提出する必要はありません。

- ・町の関係機関が使用するとき。
- ・町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- ・町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- ・その他町長が使用について適当と認めたとき。

※申請書を提出しない場合も、「デザイン使用上の注意」（3ページ以降）に記載のある事項を遵守していただく必要があります。必ずご一読ください。

※申請書を提出しない場合は、以下6項目についてお尋ねさせていただきます。

- ①「みのワン」デザインデータの使用方法
- ②ご希望のデザイン
- ③デザインデータ提供方法
- ④氏名
- ⑤住所
- ⑥ご連絡先

2. みのワンデザイン使用申請の流れ

(1) 要綱、使用ガイドの確認

デザイン使用に関する要綱およびみのワンデザイン使用ガイドをよくお読みください。

(2) 申請書類の提出

使用目的および使用するデザインパターンを定めて、申請書類を提出してください。

- 【申請書類】
- ①公式マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)
 - ②商品等の見本またはイメージ
 - ③会社または団体の概要書(町内事業所の場合、提出は不要です。)
 - ④キャラクターデザインの案(展開デザインを作成する場合のみ)
- ※②～④の書類について、様式等ございません。

(3) 審査・承認

提出を受けた申請書について審査を行い、使用内容に問題が無い場合は公式マスコットキャラクターデザイン使用承認通知書を交付します。(承認できない場合は公式マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知を交付します。)

(4) データの受け渡し

使用承認後、デザインデータをCDまたはメールで提供いたします。デザインデータは原則png形式で提供いたします。

(5) サンプルの提出

承認を受けたデザインを使用し、サンプル品が完成しましたら、町に提出してください。サンプル品の提出が難しい場合は、写真でも構いません。町での監修後、問題なければ商品化を許可します。

【提出先・お問い合わせ】 身延町役場 企画政策課広聴広報担当

E-Mail: koho@town.minobu.lg.jp

TEL: 0556-42-4801

住所: 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地

記載例

年 月 日

身延町長 様

申請者 住 所 身延町切石 350 番地
氏 名 身延 太郎
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

公式マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書

マスコットキャラクターデザインを使用したいので、身延町公式マスコットキャラクター「みのワン」デザインの使用に関する取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用目的	ステッカー作製
使用するデザイン	☒ 基本デザインのみ ※基本デザインとは、身延町が提供するデザインです。 ☐ 展開デザインのみ ※展開デザインとは、基本デザイン以外で申請者が独自に作成した新たなデザインです。 ☐ 基本デザインと展開デザインの両方
使用方法 又は 製作方法	自店にて販売 高額購入者におまけとして配付
使用期間	令和〇年〇〇月〇日 から 令和〇年〇〇月〇日まで ※デザイン使用期間が確定している場合のみ記入してください。
使用数 又は 製作数	ステッカー 販売用 100 個（基本デザイン No.①50 個 No.②50 個） 配布用 100 個（基本デザイン No.④50 個 No.⑤50 個） ※基本デザインのサンプルにつきましては、身延町ホームページか、企画政策課の窓口でご覧いただけます。
添付書類	

3. デザイン使用上の注意

(1) キャラクターのコンセプト

みのワンは、“マメな性格”で、“ワンぱくでいたずら好き”、“あざとかわいい”キャラクターです。みのワンのデザインを使う場合は、コンセプトに沿った使用を心がけてください。

(2) キャラクター名の表記

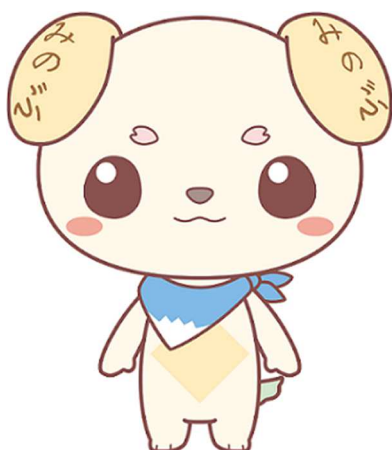
みのワンのデザインを使用する場合、みのワンのイラストと一緒に「©身延町公式マスコットキャラクターみのワン」または「©みのワン」と必ず表記してください。ただし、商品サイズにより標記できない場合はご相談ください。

(3) 色表示規定

デザインの利用にあたっては、ここに定める色表示規定に原則従って使用してください。また印刷の制限により規定色が使用できない場合はご相談ください。

※展開デザインを作成する場合には事前にご相談ください。

1 身延町公式マスコットキャラクターのデザイン



2 マスコットキャラクターの名前

みのワン

3 色の説明

目の光・スカーフの先端 : C0 M0 Y0 K0

フチ・目・口 : C29 M63 Y49 K38

耳の「みのぶ」 : C20 M51 Y70 K29

耳・腹部菱形 : M9 Y31

肌 : M3 Y11

スカーフの先端以外 : C51 M14

尻尾 : C21 Y26

頬 : M43 Y32

眉 : M19 Y9

鼻 : C30 M37 Y36 K17

(4) 基本デザイン使用にあたっての注意事項

使用にあたっては、基本デザインから大きく外れたデザイン変更及び下記の事項を原則禁止します。

※展開デザインを作成する際には、事前にご相談ください。

① たて・よこの比率を変えて使用すること



縦に長い



横に長い

② 一部を省略したり、改変したりして使用すること

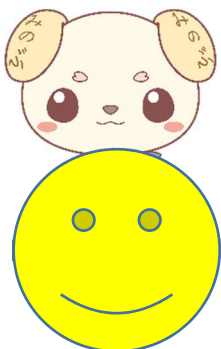


耳の文字の改変



極端な顔の部品の変更

③ 文字や図形を上に重ねて使用すること



図形を重ねて使用



文字を重ねて使用

④ 規定色以外の色を使用すること。



(5) 使用できない場合

次に該当する場合は、キャラクターデザインの承認しないものとします。

- ① 町の品位を傷つけ、若しくは正しい理解の妨げになる恐れのあるとき。
- ② 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- ③ 自己の商標又は意匠とする等、排他的に使用し、又は使用する恐れのあるとき。
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的として利用される恐れのあるとき。
- ⑤ デザイン等を使用ガイドに従って使用しない恐れのあるとき。
- ⑥ キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- ⑦ その他その使用が著しく不適當であると町長が認めるとき。

4.よくあるお問い合わせ

(1) 申請してから承認されるまでにどれくらい時間がかかりますか？

受付後の審査には、1週間程度お時間がかかります。修正等がある場合は、更に時間がかかることがあるので、余裕を持って申請してください。

(2) 承認の有効期間はいつまでですか？

使用承認期間は、許可後から許可された目的でそのデザインを使用しなくなるまでです。また使用状況を必要に応じ確認する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

(3) 申請書の基本デザインと展開デザインとは何を指しますか？

基本デザインとは、身延町が提供するみのワンオフィシャルサイト

(<https://www.town.minobu.lg.jp/site/minowan/2038.html>)に掲載しているデザインです。

展開デザインとは、基本デザイン以外で、申請者が独自に作成した新たなデザインを指します。

展開デザインの提出方法は、AI(イラストレーター)形式を基本とします。提出された展開デザインは、こちらで修正をさせていただく場合があります。修正や審査には、基本デザインの使用申請よりも時間がかかりますので、あらかじめご相談ください。

なお、展開デザインの許可は、「基本デザイン使用にあたっての注意事項」(P4)に基づいて審査し許可するものであり、デザインの著作権を保証するものではありません。先に申請された展開デザインに類似する申請があったとしても、町がこれを許可する場合があります。

ただし、著作権に関する問題が発生しても町は一切関与せず、責任は負わないものとします。

あらかじめご了承ください。

(4) 生成AI等を使用して作成したイラストは展開デザインとして認められますか？

展開デザインの申請において、生成AI(画像生成AI等)を使用して作成されたデザインは、著作権の所在が不明確になることや第三者の権利侵害リスクがあるため、原則として受け付けません(不許可とします)。